

「都市計画法に基づく開発許可制度の手引」等主な改正点

- ・令和4年4月1日の改正都市計画法施行に伴う改正（手引P.46）

令和4年4月1日に改正都市計画法（以下「法」という。）が施行され、土砂災害特別警戒区域等において、住宅等（自己居住用を除く。）に加え、自己の業務用施設（店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等）の開発が原則禁止されることに伴い、改正するものです。

また、令和3年11月施行の法改正により、法第33条1項8号に、浸水被害防止区域が新たに追加されたことにより、同号に係る技術基準に追記します。

- ・同意・協議等一覧表の組織改正による修正（手引P.54）
- ・無電柱化の推進に関する法律を踏まえた追記（手引P.57）
- ・手数料について、旧手数料表の削除及び文言の変更（手引P.68）
- ・開発技術基準の造成計画に必要な調査項目の追加（手引P.85）
- ・公園の基準（手引P.118～P.120）
- ・マンホール等の設置（手引P.130）
- ・11号条例施行に伴う審査基準の新設（手引P.202）

令和4年4月1日に京都市市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例を施行予定です。これに伴い、審査基準を新設します。

※また、「宅地造成の手引」についても、旧手数料表を削除し改訂しております。